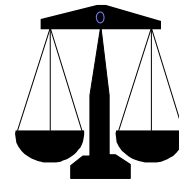




山田義仁税理士事務所通信 2005年12月号



事務所通信の目的
経営者にプラス思考を！
経営者に得意先分析力を！
経営者に正しい納税を！

今有限会社を持っている場合は、どうすればいいのですか？

新会社法施行後の有限会社の選択

来年春から、新会社法がスタートすることによって、有限会社法が廃止になります。有限会社を持っている方は、今後どのように対応すればよいのか、簡単にご説明いたします。

1. 特例有限会社を選択する場合

(ア)現在の有限会社は、自動的に「特例有限会社」となって、存続し続けることとなります。なので、定款変更や、変更登記の申請は不要です。

(イ)新会社法施行後は、「有限会社」を作ることができないので、『どうしても「特例有限会社」がほしい』という場合は、改正までに、有限会社を設立する必要があります。

(ウ)「特例有限会社」になった場合は、今まで通りの「有限会社」としての取り扱いがされるため、株式会社と比較して、下記のような特徴があります。

取締役の任期については、制限がありません。

監査役の任期についても、制限がありません。また、監査の範囲も、会計監査だけで、業務監査までは含まれないことになります。

会社名には、「有限会社」という文字を入れなければなりません。

決算公告の義務はありません。

株主総会での特別決議の要件は、「総社員の半数以上で、総社員の議決権の4分の3以上の同意」が必要です。

2. 「株式会社」に移行する場合

(ア) 定款の商号を「有限会社」から、「株式会社」へ変更します。この場合、定款変更のための株主総会決議では、総株主の半数以上で、株主の議決権の4分の3以上が必要になります。

(イ) 定款変更の決議が終わってから、特例有限会社の解散登記と、商号変更後の株式会社についての設立登記を同時に申請する必要があります。

(ウ) (イ)の登記には、登録免許税がかかります。資本金300万円の有限会社の場合は、組織変更による株式会社の設立登記に3万円、有限会社の解散登記に3万円の、計6万円の登録免許税がかかります。

(エ) 登記以外にも、取引先への連絡、看板、名刺、封筒などの変更、金融機関への連絡、税務署等の官庁への連絡が必要になります。

特例有限会社と株式会社の比較

	特例有限会社の場合	株式会社の場合
商号	「有限会社」という文字が必要	「株式会社」という文字が必要
取締役任期	規定なし	原則2年、定款で10年まで延長可能
機関	株主総会・取締役会は必須。 監査役は任意で設置。 その他は設置不可。	株主総会、取締役会必須。 その他は原則、任意で設置。
特別決議要件	総株主の半数以上で、総株主の議決権の4分の3以上の賛成	議決権を行使できる株主の、議決権の過半数を有する株主が出席し、3分の2以上の賛成
決算公告	不要	必要



今月のポイント

本年は、いろいろとありがとうございました。
よいお年をお迎え下さい。

12月の税務

- ・10月決算法人の確定申告
- ・4月決算法人の中間申告（半期分・第二四半期分）
- ・7月1月決算法人の消費税中間申告
- ・年末調整
- ・固定資産税の第三期分の納付

1月の税務

- ・11月決算法人の確定申告
- ・5月決算法人の中間申告（半期分・第二四半期分）
- ・8月2月決算法人の消費税中間申告
- ・源泉所得税の納付（1/10・1/20）
- ・償却資産税の申告（1/31）
- ・支払調書の提出（1/31）

税務調査があった場合は、すぐに山田まで連絡ください（03-3823-5539 又は 070-5597-9342）